

事業番号 2-2

細事業名 小山田地域コミュニティセンター管理運営事業

担当課名 生活福祉課

会議内容 平成24年7月20日 事前説明会

事業担当課より説明

～ 質疑応答 ～

(評価者) 利用登録が1,746人であり、利用登録者が全員使用するわけではないと思うが利用登録者数の内、実際の使用者はどのくらいか。

(担当) 一度でも使用すればカウントしている。

(評価者) 使用すればカウントされるのか。

(担当) 他の福祉センター「錦溪苑」から来ている部分があり、実際にこの中でどれだけの人が使用しているかは分からない状況である。

(評価者) 利用登録者全員が使用した場合に、対象者の3万9千人からすると5%ぐらいになるが。

(担当) 全体の割合ではそのくらいになるかと思う。

(評価者) 調理室はどれぐらいの利用があるのか。また健康相談でソーシャルワーカーや一般の業者などが健康のための指導を外部から来て実施することはできないのか。

(担当) 調理室の利用については、コミュニティセンターの部分になっている。福祉センター機能ではないが、所管課からのデータでは、平成23年度の調理室の利用が、570人と全体の使用率にすると開館日346日の内35日であり10.1%となる。実質的にはほとんど使用されていない状況である。

また、相談業務については、コミュニティソーシャルワーカーとして平成18年に制度を作っている。対象は、要支援者として高齢者及び障がい者、そして母子家庭の方々のための相談を受けている。事前に電話予約を受け付け、相談室では年間762件の相談実績がある。健康指導部分は実施していない。しかし、人件費として、コミュニティセンターに1,250万円支出している中に、看護師人件費分が含まれており、看護師が常駐し簡単な相談については受け付けている。その他としては、お風呂があるので、老人の体調管理が非常に問題であり、その点を見ている。

(評価者) 看護師は市役所の嘱託として契約しているのか、それとも外部契約か。

(担当) 指定管理範囲に含まれているので指定管理者である運営委員会からの嘱託派遣になる。

(担当) あやたホールについては、コミュニティセンター機能と福祉センター機能の2つの大きな機能がある。健康相談など一般的な部分等については、コミュニティセン

ター部分として多目的室で多様な事業実施の中で、色々な使用方法がある。しかし、生活福祉課が管理している福祉センター部分については、基本的に、風呂があり、風呂を安全に使用するために看護師を配置している。

もう一つは、高齢者と障がい者のケアが大事であることからコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、常時様々な相談に対応している。このように、2つの役割がある施設を一つのあやたホールとして構成している。2つの目的が同時に同じ場所にできた施設であることから、一般的に見れば分りにくい部分がある。

（評価者）利用する側としては、入り交じっていると思った。

（担当）施設について、多目的室などの部分は、地域福祉センターとしての役割部分と、コミュニティセンター的な部分も一緒に使用している部屋がある。よって、複合施設のメリットを最大限活かせるような使い方をしている。

（評価者）複合だから一緒に実施できるということか。現在実施している部分は、絶対駄目とかではなくて、一体利用できる部分を拡張してほしい。

（担当）難しい点は、どういう形にするかである。コミュニティセンターは対象者が全員、福祉センターの風呂部分は、対象者（高齢者・障がい者・母子）に限られる。ご質問の、コミュニティセンター機能の部分が、高齢者なども含めて誰もが利用できる部分であるため、その部分で事業を実施していくことは可能であり対応をしていくことになる。

（評価者）将来的にはどう変わるのか。別々にするとかあるのか。地域の方が利用するにはあまり別々にすべきでない考える。

（担当）当該施設を見ても、一つに地域福祉センターという位置づけと、もう一つはコミュニティセンターという位置づけがある。これは、本市において、公民館は昭和51年当時、各中学校区に一つ建築する計画があった。昭和59年には各小学校区に一つ建築する計画があった。しかし、それ以降の昭和63年に南花台公民館が建築された後の考え方として、公民館というのは社会教育施設との位置づけがあることから、もう少し使い勝手が良い、使用に対する制約の無い形で地域コミュニティを図っていくための施設としてコミュニティセンターになった。

（評価者）対象者について、福祉センターは60歳以上であり、コミュニティセンターは幅が広いということになり、今後の年齢層からすると、高齢化が進み相互の利用者の幅が縮まってきている。60歳以上の方が孫と一緒にコミュニティセンターの利用ができて、風呂も利用できるなど、同じように利用できないか。

（担当）例えば、老人の政策を進める部分は、介護高齢課であり、そこが高齢者福祉の対策をしている。様々な講習の実施や企画を担っている。生活福祉課は、施設をどのように利用していくかである。その部分で、色々な意見をいただきたい。市としては一つであるため。

（評価者）部署が違うなど色々あると思うが将来的には、もう少し深く考えてもらわない

と利用率が良くなる。一体利用できる施設はあまり無い、建築当初から2つの機能があるというのは贅沢である。

(担当) 贅沢というより当初の目的が少し違った。今回の事業仕分けの中で色々な提案をいただき、そのような利用方法についても、是非ともご意見をいただきたい。

(評価者) 福祉センターの現在の利用制限を、少し外すと福祉センターには大きな和室があり、娯楽室、風呂があるので、利用制限を外すと新しい利用の活路が出てくると思う。年齢制限などしていると、その足かせの中では千何人しか利用されない。その制限から一歩も踏み出さないとあるみたいだが、その辺はどうか。福祉センターの利用制限を改定できる可能性があるのか。それとも、全く無いのか。即答はできないと思うが今後の可能性はあるのか。

(担当) 今、即答できないが、元々老人福祉法という法律に基づいて地域の老人が社会参加とか生きがいづくりを目的として福祉センターを建築するにあたり、地域の方にとって何が必要であるのかという要望の中で、風呂を作った経過がある。地域福祉センターとした場合には対象者がこのようになる。ただし、当該施設はコミュニティセンター機能も持った施設であることから、コミュニティとしての風呂であれば対象者が広がり1人当たりの経費もぐっと安くなり色々なメリットも出てくる。ただし、これは福祉センターとして整備され、運営している中で、この施設を変えることがいいのか、その辺色々な議論を、ご提言いただきたい。

(評価者) 独立して、福祉センターという名前を外す必要は無いと思う。独立の必要が無い部分は外すなど、その辺はテクニックではないか。

(担当) 福祉センター機能は備えている、コミュニティセンター的な使い方ということか。

(評価者) そうである。

(評価者) 制限は市側であり、利用する側は関係無い。そのようなテクニックがあれば、例えば調理室で、外部から健康指導も兼ねたショップを入れるようなレストランシステムなどはどうか。自分達で食事を作るのが大変な高齢者にとっては、風呂に入ったついでに食事をして帰るなど、栄養指導者がいれば外部から地域の地場野菜を使った栄養やカロリーを抑えた食事の提供ができるのではないか。また、コミュニティセンター機能が拡充できるのであれば近隣の赤峰や寺ヶ池グラウンドを利用する人に対して、夏や長期休業期間などに大学生の合宿所として利用することで多少の収益も見込めるかもしれない。また利用の幅が広がるし、利用者にとってこの場所を知ってもらえる機会にもなる。常にレストランがあれば友人と、カロリーも抑えた美味しい食事ができる場所にもなり、清見台のコミュニティセンターであれば観光に行く前にレストランなどで食べるのであれば嬉しい。これらは運営が実際にできるかは別として市民の意見である。

(担当) あったら使いたいと思いますか。

(評価者) 勿論、主婦でもそうだが、車に乗って風呂に行くのであれば一緒に昼食でも済ませればと思うし、さらに体にも良かったらすごくいいのではないか。また、家で作る場合であっても栄養指導されたものであればメニューの幅も広がる、若い人にも良いものを提供できる。また、地場野菜を使っていれば、自分でも購入して家で調理しようと思うし、道の駅的なこともできるのではないか。これは、コミュニティセンターであれば可能であるが、福祉センターだけにすると無理かもしれないが。

(担当) 言われていることは分かるが、なかなか難しい。

(評価者) 意見として、あくまで考える余地が全く無いのではなくて。枠が外れた時に、本日の意見が広がっていけばいいと思う。

(評価者) 枠の問題だが、そもそも地域という枠は無いのか。

(担当) コミュニティセンターとしては利用者が市内という条件はある。

(評価者) 市民であれば良いのか。

(担当) この位置に建築されているのは、地域の周りの人が使いやすい部分がある。河内長野市は市域が広いため一カ所に集中すると、交通手段など色々な問題がある。基本的には徒歩圏プラス交通手段を利用して直近で行けるところにある。今回の福祉センターとコミュニティセンターについても、その部分は一致したことから小山田と一緒に建築した。くすのか(清見台)についても同じである。部屋として福祉センター単独となれば「錦溪苑」があり、老人福祉センターという位置づけである。老人福祉法の中では風呂は必置になる。風呂があり、共用のそれぞれの部屋があり、機能訓練や高齢者の就労指導を実施している。地域福祉センターについては、それを補完する形で、各地域に建築していこうということが一つある。コミュニティセンターについては、対象者がどの年代でも使用可能であることから、高齢者はこの範囲に入るため、同じ施設の中で使用している。例えば、学習スペースを専用を持っていないのはそのためであり、この部分はコミュニティセンターの全年代層の誰でも使用できることからである。この点が複合のメリットである。現実として、コミュニティセンターの利用者階層が幅広いかというと、高齢者が中心である。これは、コミュニティセンターに限らず、他のラブラリーホールなどの文化施設でも高齢者層が使用している部分が多い。平日利用となるとそうなる。実際、福祉センターは老人主体であるが、コミュニティセンターも老人が主体である。

そこで、生活福祉課単独では、コミュニティセンター部分の主体とはならないため、提案を受けて今後進めていく中で、どのように考えるのかといった投げかけをし、各セクションの連携で対応したい。

(評価者) 高齢者の中には、出歩きもできない人がいる、そうすると当該施設を使える可能性のある人口はどのくらいか。資料の母数でいくと5%となり、利用率が悪いとなるが、実際にこの施設を利用できる人はどうなのか。

(担当) 資料は持っていないが、介護保険制度では65歳以上が高齢者であり当施設の対象者が概ね60歳以上であるため、数字に若干ズレはある。なお且つ介護保険においては、前期高齢者と後期高齢者があり、前期高齢者は認定を受けて介護サービスを受けている人はあまりいない。しかし、75歳を超えて後期高齢者になると、4人に1人とか、5人に1人は認定を受けて、ヘルパーが必要という実態である。そのような方が当該施設を利用するのかとなると、その方はデイサービスなどを利用し、自身でお風呂に入ることはできない。よって、このような人は対象から外れる。数字の5%というのは、小山田だけでなく清見台や錦溪苑になる。この3つの施設での利用率的部分では、議論ができると思う。その点では一部の人が利用し、錦溪苑の場合には、リピーターが毎日風呂に入り将棋をしているが、来られない方は全く利用が無いという方も沢山いる。このような状況の中で老人が気軽に来て生きがいがつくりのための施設にしていければという思いであり、そのためには、どうすれば良いか助言などいただければ非常にありがたい。

(評価者) 孤独死の老人が新聞報道されている。施設の利用可能者の母数を押さえるとともに、利用拡大の働きかけとして何かされているか。

(担当) 事務局は社会福祉協議会になるが、社会福祉協議会と連携しながら地区福祉委員や民生委員と連携しながら、そのような情報を把握し押さえている。それを、どこまでどのように活用していくかは、非常に課題である。

(評価者) 利用者増加への取組みについては、他の事業も含めて誰が責任を持ってどのように実施しているのか分らない。例えば、利用者をグラフで表わし年々20%アップするためにこれを実施しているなどという話が無い。このような計画はどこがするのか。

(担当) 施設については、建築した以上、多くの方に利用していただきたい。例えば当初に風呂の管理コストを計算した時には、1人当たりの必要経費は約400円くらいであった。それが100円有料化により利用者が減った。その結果、1人当たりの経費が約890円弱になった。これは、当時、25,700人あった利用者が今は13,000人となり、発生する経費は変わらないが、入浴者数が減ったことから、1人当たりの経費が約倍になった。

(評価者) コストで考えると900円ぐらいになるのでは。

(担当) 風呂だけであり、利用者の約1,700人で割るとそうなる。ただ、コストがいくらなら良いかという数字は持っていない。施設を整備したからには地域の高齢者の方が生きがいを持てたか、社会参加ができたかという部分では、やはり沢山の来館があることで成果があがってきているような評価はしていけると思う。そのような中で年々グラフでは減ってきている部分もある。

(評価者) 平行線部分もありますね。

(担当) ある。風呂の値上げはコミュニティセンターの利用者まで減った連動性について

ては分らないが、3つ（浴室利用者、地域福祉センター、コミュニティセンター）とも減っている状況であり、後の2つ（地域福祉センター、コミュニティセンター）については、少しではあるが増加している。風呂の場合は減っている。この部分は、高齢者は増えてきている実態がある中で、本来、増加するはずだが、実態は、値上げによる原因でこのような結果になってきている。平成21年度だけが減少して、後は右肩上がりになるのが本来である、その点でこのような観点が抜けているなど、色々な点があれば教えていただきたい。

（評価者）基本は生活福祉課で計画など考えているが、動員計画や集客計画はどうか。指定管理者については、その計画に則って実施してもらうのか。

（担当）指定管理者の業務は、施設の受付業務、風呂の薬品投入とその管理である。当該施設は、基本的な設備関係は安全面の部分であって、ここは地域の市民の団体との協働であり、一般業者ではないという面がある。大きな部分の委託関係は全部市が実施している。運営面では、人を配置して、風呂の管理と受付のみである。

（コーディネータ）ここで取りまとめさせていただきたい。

今回の事業に関して、意見聴取したい事項としては、利用者増加についての取り組みでありいくつかご意見をいただいている。1点目はセンターの利用者について、母子、障がい者の利用が少ない中で、母子、障がい者の方の増加という方向と、もう1点は、利用対象者の拡大が可能かということ。設立時の根拠として、難しいところがあると思うが。3点目は既存の設備の活用を再考する。例えば、調理室や風呂とか、場合によれば大学生の合宿所とかという意見。もう一つは利用者を増大させる前提として、現在の利用者の把握ができているのか。例えば、登録者数の利用率、リピーターの状況など、マーケティングリサーチがされているのか、当該施設を利用できる方の母数はどのくらいであるのか。例えば、私が突然施設に行き、風呂に入りたければ受付を通して名前を書けば利用できるのか。

（担当）必要な事項を記載していただき60歳以上であれば利用者証の発行により利用できる。

（コーディネータ）次回利用した場合には、利用者証の提示でリピーターの確認をするのか。

（担当）確認する。

（コーディネータ）確認すれば、データが残されるのか。もう少し利用率を示しただけならば、余談であるが、使用によりポイントが付与されるとかどうか。登録者の利用率の把握やマーケットリサーチについての論点であったと思う。もう一つは、目標を誰が責任を持って企画を行い進めていくのか、その中で目標設定や、コスト意識の話があった。それを引き継いで指定管理者はどのようなことをしているのか、そもそも地域住民で構成された団体というのは法定で決められているのか。

（担当）条例で指定管理者先を決めている。例えば、福祉センターであれば社会福祉法人と指定している。地域福祉センターについては、地域住民団体としている。

- (コーディネータ) 指定管理先は、かなり絞られてしまう。
- (担当) 地域での NPO 団体についても可能。
- (コーディネータ) NPO 法人でも可能か。付け加えて事業全体のビジョンについての質問が一つの論点になる。以上まとめさせていただいた。何か抜けているところ、あるいは何か付け加えるところはあるか。
- (評価者) 市民全体が対象となるが、逆に聞くと地域の何キロ以内の人が受益者になると思うか。
- (担当) 対象地域を外しているのは、市域が広いからであり、どこから来ても利用可能としている。市内の中心に、一番大きな福祉センターがあり、東西に地域福祉センターを作ったところである。その結果来館者は地域内の人が主体になってくる。よって、大きくは地域の方が主である。利用としては、公共施設という位置づけであるためどこから来ても利用できる。
- (評価者) 実情は自治会の支援のようになっているが、そうでもないのか。
- (担当) 中央としては、福祉センター。今回議論しているのは地域福祉センターで気軽に地域の老人が風呂に入り、囲碁などができることが主たる目的になっている。ただし、対象はどこまで可能かは市民の方なら可能としている。しかし、実際の利用者は地域を想定している。
- (コーディネータ) 論点の追加として、法的にも別々の根拠がある異質の事業を実施する施設を合築している中で、対象、機能、スタッフ、開館日、事業エリアが違うものを一緒にして効果を上げようとする、単独的に使用しなければならないが、今の枠組みの中で、どこまで何を弾力的に使用できるのかということ。
- (担当) 福祉センターは、使用時間を 17 時まで、コミセンは 22 時までと違いがある。
- (コーディネータ) 時間は期待する要素であるが、どこまで弾力的に実際のところ活用できるのか。
- (担当) 一つには、風呂を除けば 17 時に終了する福祉施設については、22 時までにはコミュニティセンター施設として利用していただける。また、福祉センターが休館日の月曜日についてもコミュニティセンターとして開館している。風呂だけは 16 時に終了してそこからは使用できない状況になっている。
- (コーディネータ) それは、安全管理面からか。
- (担当) 安全管理及び当初からの福祉センター施設の機能である。コミュニティセンターとして風呂の考え方が無く、そのままきている。
- (コーディネータ) これを何らかの形で変えることは難しいのか。
- (担当) 今どうかは言えない。そのような意見があったということで、今後議論はしていきたい。これが事業仕分けで提案いただいている目的であり、色々なご提案をいただきたい。
- (コーディネータ) 風呂については、時間帯を広げるかについては、それだけコストがかかる部

分であるのでしょうか。

(担 当) 看護師士の延長や水道光熱費などかかる。

(コーディネータ) コストがかかるリスクがあるということか。

(評価者) 小山田地域コミュニティセンターでの議論は他の2つの施設にも水平展開されるという共通的なものと考えて良いのか、事務局に聞く。

(事務局) 本質的な共通内容は、同種の施設に反映させていくことが、公開事業評価の趣旨。

(コーディネータ) よろしいですか終了します。